

第2次吉賀町教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、同法律第1条の3の規定により、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、町長が定めることとなりました。

本町における教育大綱については、平成29年3月、「吉賀町教育振興計画」との整合性を図りながら、教育の振興に関する基本的な方針を定めたところです。また、教育大綱の期間については、「吉賀町教育振興計画」の計画期間と同様の期間としました。

令和3年度において、この「吉賀町教育振興計画」が改定予定であることから、改定内容との整合性を図りつつ、同計画期間の令和4年度から令和8年度までを対象として、以下のとおり第2次吉賀町教育大綱を定めます。

1. 基本理念

「ふるさとでの学びや体験をもとにした、明日の吉賀町を支える人材の育成」

2. 基本方針

ア. 全てのひとと地域が子どもの学びと育ちに関わる全町教育

吉賀町では、命を大切にする農業や有機的な暮らしを大切にする精神を尊重し、「地域の良さ」を活かすため、全てのひとが教育に関わる全町教育を目指します。

イ. 確かな学力と豊かな心、体力を身につけさせる学校教育

学校を中心として得られた確かな学力・体力と、家庭との協力で育まれた豊かな心を備えながら、学んだことを活かして生きていける子どもを育てます。

ウ. 恵まれた地域環境を活かした吉賀町でしかできない教育

吉賀町では地域特性を活かしたサクラマスプロジェクトに基づき、全町民が教育の担い手として活力ある学校づくりと地域づくりを推進していきます。

また、家庭においては、食事を中心とした生活習慣の確立と、家庭学習の確保を定着させる必要があります。

エ. 小さくてもきらりと光る学校づくり

学校の小規模化は、ハンディもありますが、全てを問題視すべきではありません

ん。吉賀町では「小さくてもきらりと光る学校づくり」を目指します。

ただし、学校の極小規模化により、どうしても学校の再編が必要な場合には、生徒・児童の意見を聞き、学校、保護者、地域、行政がしっかりと協議し、判断する必要があります。

オ．地域課題解決に向けて学習し、実践できる人づくり

住民自らが地域の課題を認識し、それを解決していくための学習活動や実践活動の活性化をめざします。

一方で、地域で元気に活躍する大人たちが地域づくりに関わることは、地域を元気にし、子どもを含めた地域住民の活力になります。実践活動を通して地域力を上げていきます。

カ．地域を愛し、地域で育む人づくり

他者に対する思いやりや協力関係などを通して地域を愛する気持ちや人権感覚を養い、先達の知恵に学びながら誇るべき地域の歴史や文化の保存・掘りおこしを進めていきます。さらに、健康的な生活を進めるためにスポーツ活動に取り組む人を増やしていきます。

また、それに取り組む人材の育成から組織化へ発展させていきます。

令和4年1月21日

吉賀町総合教育会議